

決裁区分	課長	補佐	係長	係
丁				

相続人代表者・現所有者指定届出書

南種子町長 殿

届出人 _____ ㊟

年 月 日

地方税法第9条の2第1項の規定に基づき、相続による納税義務の承継により、固定資産税に関する書類を受領する代表者として下記のとおり変更し、届け出ます。

また、相続登記が完了するまでの間、この代表者を地方税法第343条第2項に定める納税義務者代表とすることを申し出ます。

記

続被 人相	氏 名		死亡年月日
	住 所 (所在地)		年 月 日

代 表 者	フリガナ		㊟	続柄	
	氏 名			生年月日	
	住 所 (所在地)			個人 番号	
				TEL	

代 表 者 以 外 の 法 定 相 続 人	氏 名	被相続人 との続柄	住 所 (所在地)
			(TEL) - -
			(TEL) - -
			(TEL) - -
			(TEL) - -
			(TEL) - -
			(TEL) - -

備 考	
	※今後起こりうる親族間でのトラブルについては、相続人代表である私が全て責任を持ちます。 ㊟

登記 予定	・登記済み(年 月 日) ・登記予定(年 月頃) ・未定
----------	--------------------------------

※相続放棄をされた方がいる場合は、下記に**相続放棄申述書**の氏名、被相続人との続柄をご記入し、相続放棄申述書の写しを添付してください。

氏名 (続柄)	氏名 (続柄)	氏名 (続柄)
---------	---------	---------

◎地税法第9条の2第1項：納税者又は特別徴収義務者につき相続があった場合において、その相続人が2人以上あるときは、これらの相続人は、そのうちから被相続人の地方団体の徴収金の賦課徴収及び還付に関する書類を受領する代表者を指定することができる。この場合において、その指定した相続人は、その旨を地方団体の長に届け出なければならない。

決裁区分	課長	補佐	係長	係
丁				

相続人代表者・現所有者指定変更届出書

南種子町長 殿

届出人 税務 一郎 ⑩

年 月 日

地方税法第9条の2第1項の規定に基づき、相続による納税義務の承継により、固定資産税に関する事項を被相続人として下記のとおり変更し、届け出ます。

認印可 (シャチハタ不可)

また、相続登記が完了するまでの間、この代表者を地方税法第9条各第9項に定める納税義務者代表とすることを申し出ます。

亡くなられた方のお名前・最後の住所

続被 人相	氏 名	税務 太郎	死亡年月日
	住所 (所在地)	〇〇市〇〇町〇〇番地	平成〇年〇月〇日

認印可 (シャチハタ不可)

代 表 者	フリガナ		続柄		
	氏 名			生年月日	
	代表者として指定される方			個人 番号	
				TEL	

代 表 者 以 外 の 法 定 相 続 人	氏 名	被相続人 との続柄	住所 (所在地)	
	税務 次郎	次男	〇〇市〇〇町〇〇番地	(TEL) - -
	税務 三郎	三男	〇〇市〇〇町〇〇番地	(TEL) - -
				(TEL) - -
				(TEL) - -

原則として相続人全員の直筆による連署ですが、特別の事情がある場合は代筆でも結構です。
その場合は理由を出来るだけ具体的に備考欄にご記入ください。

認印可 (シャチハタ不可)

備 考	※今後起こりうる親族間でのトラブルについては、相続人代表である私が全て責任を持ちます。 ⑩		
登 記 予 定	・登記済み(年 月 日) ・ <u>登記予定</u> (〇年〇月頃) ・未定		

※相続放棄をされた方がいる場合は、下記に相続放棄申述書の氏名、被相続人との続柄をご記入し、相続放棄申述書の写しを添付してください。

氏名 (続柄)	氏名 (続柄)	氏名 (続柄)
---------	---------	---------

◎地税法第9条の2第1項 : 納税者又は特別徴収義務者につき相続があった場合において、その相続人が2人以上あるときは、これらの相続人は、そのうちから被相続人の地方団体の徴収金の賦課徴収及び還付に関する書類を受領する代表者を指定することができる。この場合において、その指定した相続人は、その旨を地方団体の長に届け出なければならない。

(別紙)

親等表

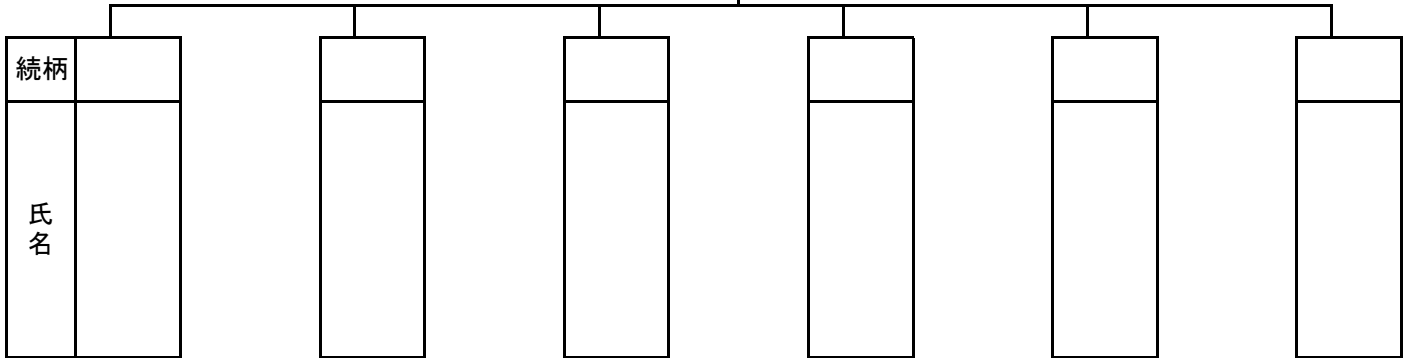
固定資産に係る相続人代表者指定にあたり、下記の親等表に相違ないことを申し出ます。

届出人

印

令和 年 月 日

被相続人	配偶者



(別紙)

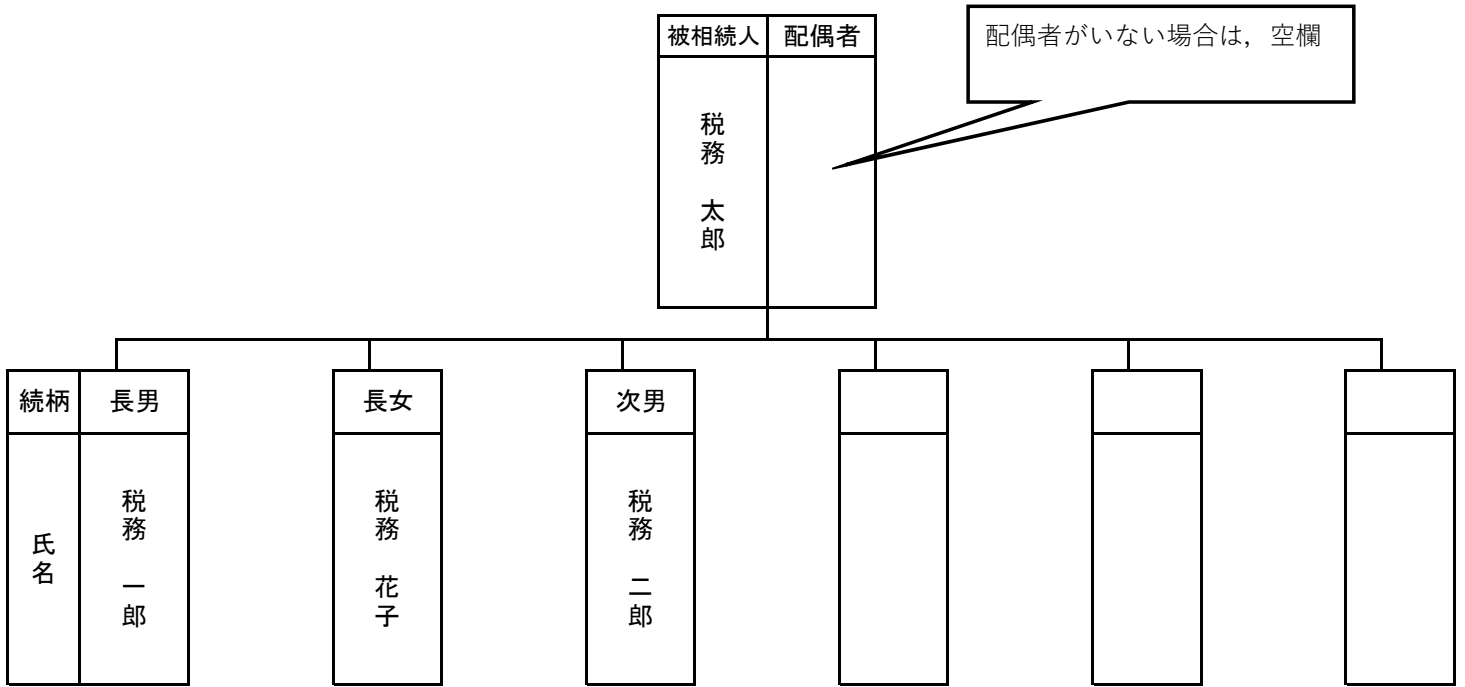
親等表

固定資産に係る相続人代表者指定にあたり、下記の親等表に相違ないことを申し出ます。

届出人 税務 一郎

印

令和 年 月 日



この図で収まらない場合は、欄を付け加えたりしても構いません。